第四　万国郵便連合憲章の第八追加議定書、万国郵便連合一般規則の第一追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件
第五　郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件
第六　南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件
第七　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案（内閣提出）

参議院

議案受領

十一月二十日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案（閣法第一一号）

議案付託

十一月二十日議員は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案（閣法第一一号）
財政金融委員会に付託

質問主意書提出

十一月二十日議員から次の質問主意書が提出された。
日本の国連待機制度への登録に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第五〇号）
自衛隊員の特地勤務手当に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第五一号）

答弁書受領

十一月二十日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員山谷えり子提出中国による東シナ海ガス田開発に関する質問に対する答弁書（第二一一号）
参議院議員山谷えり子提出防衛上の重要拠点における外国資本進出に関する質問に対する答弁書（第二一二号）
参議院議員佐藤正久提出アフガニスタン大統領選挙及び県議会選挙への我が国選挙監視団派遣に関する質問に対する答弁書（第二一三号）
参議院議員佐藤正久提出在アフガニスタン及び在イラク日本大使館及び大使館員の警備に関する質問に対する答弁書（第二四号）
参議院議員佐藤正久提出アフガニスタンにおける日本人ＪＩＣＡ職員・専門職員の警備に関する質問に対する答弁書（第二五号）
参議院議員川田龍平提出日本原燃（株）六ヶ所再処理工場の高レベル放射性廃液の安全管理に関する質問に対する答弁書（第二六号）
参議院議員草川昭三提出平成二十一年度第一次補正予算の執行停止等に関する再質問に対する答弁書（第二七号）
参議院議員草川昭三提出平成二十二年度予算編成方針に関する再質問に対する答弁書（第二八号）
参議院議員草川昭三提出平成二十二年度予算編成での一般会計・特別会計に関する再質問に対する答弁書（第二九号）
参議院議員浜田昌良提出困窮状況にある結核医療における診療報酬改定に関する質問に対する答弁書（第三〇号）
参議院議員脇雅史提出八ッ場ダムに関する質問に対する答弁書（第三一号）
参議院議員草川昭三提出平成二十一年度第二次補正予算に関する質問に対する答弁書（第三二号）

報告書受領

十一月二十日内閣を経由して文部科学大臣から、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第三十条第二項の規定に基づく独立行政法人日本スポーツ振興センター平成二十年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

人事異動

内閣

○環境大臣臨時代理解職
国務大臣　赤松　広隆
環境大臣小沢鋭仁帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（十一月十九日）

海上保安庁

（鹿児島海上保安部喜入海上保安署長）海上保安官　岩屋　幹夫
喜入港長を免ずる
（鹿児島海上保安部長）同　堀田　省吾
喜入港長を命ずる（以上十一月十八日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十一月二十二日レバノン国の独立記念日につき、同月二十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、山口労働局の関係労働者を代表する者中野雅治の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成21年11月25日
厚生労働大臣　長妻　昭

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、山口労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。
3　推薦締切日　平成21年12月７日
4　推薦書及び添付書類の提出場所　山口労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　年　月　日
厚生労働大臣　殿
団体名及びその代表者名　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、岐阜労働局の関係労働者を代表する者井端敏之の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成21年11月25日
厚生労働大臣　長妻　昭

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、岐阜労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。
3　推薦締切日　平成21年12月７日
4　推薦書及び添付書類の提出場所　岐阜労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　年　月　日
厚生労働大臣　殿
団体名及びその代表者名　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考